

山形県告示第 273 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 5 年 4 月 7 日

山形県知事 吉村 美栄子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定期間検査機 関の名称
山辺町	計量法施行令 第 10 条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	令和 5 年 6 月 1 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	中央公民館	一般社団法人 山形県計量協会
中山町		同 月 2 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	中山町役場	
西川町		同 月 5 日	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	西川町役場大井沢支所	
		同	午後 1 時から 午後 3 時まで	西川町役場	
朝日町		同 月 6 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	朝日町開発センター	
大江町		同 月 7 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	大江町民ふれあい会館	
河北町		同 月 8 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	西里農村環境改善センター	
		同	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	溝延研修センター	
		同 月 9 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	河北町民体育館	
酒田市		同 月 12 日	午後 1 時から 午後 3 時まで	平田総合支所	
		同 月 13 日	午前 11 時から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着所	
		同 月 14 日	午後 1 時から 午後 4 時まで	八幡総合支所	
		同 月 15 日	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	広野コミュニティセンター	
		同	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	松山農村環境改善センター	
		同 月 16 日	午前 9 時 30 分から 午後 3 時まで	酒田市総合文化センター	
		同 月 19 日	午後 1 時から 午後 4 時まで		
		同 月 20 日	午前 9 時 30 分から 午後 4 時まで		
		同 月 21 日	午前 9 時 30 分から 午後 4 時まで		
		同 月 22 日	午前 9 時 30 分から 午後 4 時まで		
川西町		同 月 23 日	午前 9 時 30 分から 午後 3 時まで	川西町役場	
	同 月 26 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで			
高畠町	同 月 27 日	午前 10 時から 午後 2 時 30 分まで	和田地区公民館		
	同 月 28 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで			
	同	午後 1 時から 午後 3 時まで		糠野目生涯学習センター	
		同 月 29 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	中央公民館	

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称	
米沢市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	同	年7月3日	午前10時から 午前11時30分まで	東部コミュニティセンター	一般社団法人 山形県計量協会
		同		午後1時から 午後2時まで	上郷コミュニティセンター	
		同		午後2時30分から 午後3時30分まで	万世コミュニティセンター	
		同	月4日	午前10時から 午前11時30分まで	三沢コミュニティセンター	
		同		午後1時から 午後2時30分まで	南原コミュニティセンター	
		同	月5日	午前10時から 午後2時30分まで	窪田コミュニティセンター	
		同	月6日	午前10時から 午後2時30分まで	西部コミュニティセンター	
		同	月7日	午前10時から 午後2時30分まで	南部コミュニティセンター	
		同	月10日	午前10時から 午後2時30分まで	北部コミュニティセンター	
		同	月11日	午前10時から 午後2時30分まで	米沢市役所正面玄関入口付近	
遊佐町	同	月13日	午後1時から 午後3時30分まで	吹浦まちづくりセンター		
	同	月14日	午前9時30分から 午後2時30分まで	遊佐町民体育館		
南陽市	同	月20日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市勤労者総合福祉センター (ワトワセンター南陽)		
	同	月21日	午前10時から 午後2時30分まで			
	同	月24日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市防災センター (沖郷公民館)		
	同	月25日	午前10時から 午後2時30分まで			
上山市	同	年8月2日	午前10時から 午後2時30分まで	上山市役所(南側車庫棟前)		
	同	月3日	午前10時から 午後2時30分まで			
	同	月4日	午前10時から 午後2時30分まで			
小国町	同	月8日	午前10時30分から 午後3時まで	小国町役場(東側駐車場)		
飯豊町	同	月9日	午前10時30分から 午後3時まで	飯豊町中部地区農村活性化センター (中部地区公民館)		
白鷹町	同	月10日	午前10時から 午後2時30分まで	白鷹町役場		
寒河江市	同	月22日	午前10時から 午後2時30分まで	西部地区公民館		
	同	月23日	午前10時から 午後2時30分まで	寒河江市役所 (重機車庫前)		
	同	月24日	午前10時から 午後2時30分まで			
	同	月25日	午前10時から 午後2時30分まで			
長井市	同	月28日	午前10時から 午後2時30分まで	長井市役所庁舎車庫		
	同	月29日	午前10時から 午後2時30分まで			
	同	月30日	午前10時から 午後2時30分まで			

山形県告示第 274 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 5 年 4 月 7 日

山形県知事

吉村美栄子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米沢市	計量法施行 令第 10 条に 規定する非 自動はかり、 分銅及びお もり	令和 5 年 6 月 1 日から 同 年 12 月 22 日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の所在 場所又は指定定期検査機関 が指定する場所	一般社団法人 山形県計量協会
酒田市				
寒河江市				
上山市				
長井市				
南陽市				
山辺町				
中山町				
河北町				
西川町				
朝日町				
大江町				
高島町				
川西町				
小国町				
白鷹町				
飯豊町				
遊佐町				